

第9 非常用の昇降機（エレベーター）

非常用の昇降機（以下「非常用エレベーター」という。）の設置位置等については、建基法第34条第2項、建基政令第129条の13の2及び第129条の13の3によるほか、次によること。

1 非常用エレベーターの位置

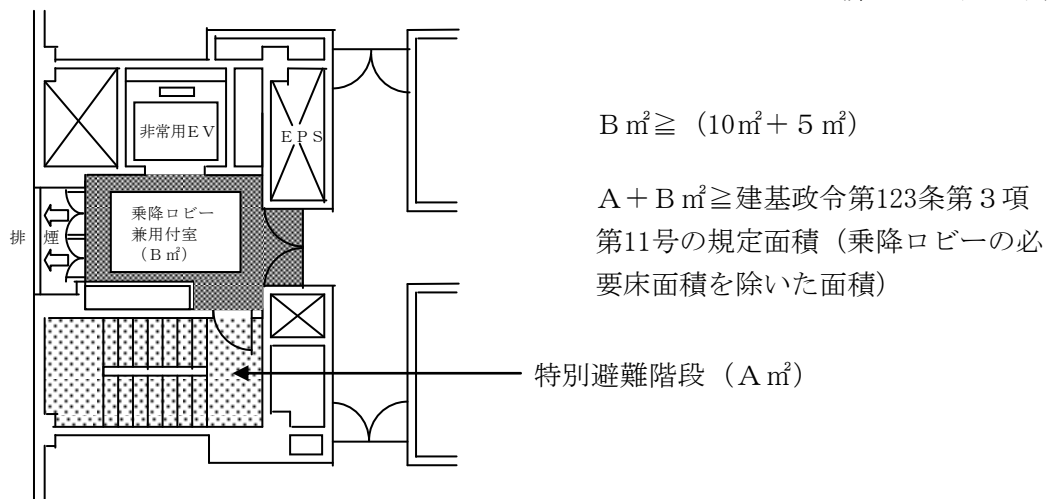
非常用エレベーターは、次により配置されていること。

- (1) 消防車両及び防災センターから容易に到達できる位置に指導すること。
- (2) 2基以上設ける場合には、一方に偏在することなく、建築物の各部分から平均して到達できる位置に指導すること。

2 乗降ロビー

- (1) 乗降ロビーの形態は、出来るだけ正方形に近い形で消防活動上有効なものであること。
- (2) 乗降ロビーと特別避難階段の付室を兼用した場合の必要床面積は、非常用の昇降機の乗降ロビーの必要床面積（1基について10㎡）と特別避難階段の付室の必要床面積（概ね5㎡）との合算とし、かつ、建基政令第123条第3項第11号の規定にも適合すること。

（第9－1図参照）



第9－1図 乗降ロビーと特別避難階段の付室を兼用した場合の設置例

- (3) 乗降ロビーは、原則として避難階にも設置するよう指導すること。ただし、昇降路の出入口に通ずる部分が屋外からの進入が容易な場所であり、他の部分と消火活動上有効に区画されている場合は、この限りでない。
- (4) 屋上部分に緊急離着陸場等が設置されている場合には、非常用エレベーターが屋上部分に着床できるように指導すること。
- (5) 乗降ロビーの出入口に設ける戸の開閉方向は、避難方向に開くことを原則とするが、消火及び救出活動の基地としての役目をなしていることから、消防隊が活動しやすい方向でもよいものであること。

ただし、特別避難階段の付室と乗降ロビーを兼用する場合の出入口については、建基政令第123条第3項第9号の規定によって、避難の方向に開くことができないならないこと。

- (6) 非常用エレベーターの乗降ロビー及び特別避難階段の付室には、屋内消火栓、連結送水管の放水口を設置するとともに乗降ロビー等から屋内に通じる出入口の下方には、次により消防用ホース通過孔を設けるよう指導すること。（第9－2図参照）

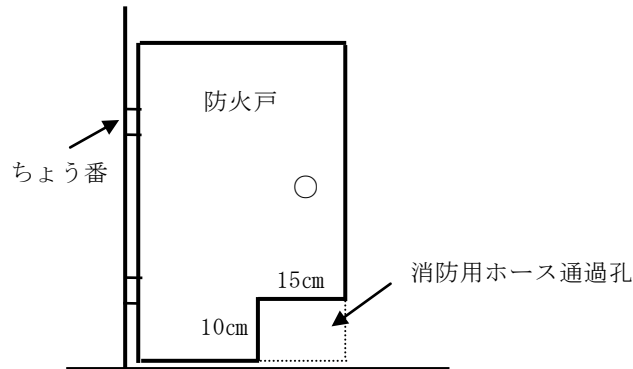
ア 位置は、ちょう番の反対側下部とすること。

イ 幅及び高さは、それぞれ概ね15cm及び10cmとすること。

ウ 消防用ホース通過孔の部分、は、手動で開閉できるものとし、常時閉鎖状態が保持でき、かつ、平成12年建設省告示第1369号第2の構造とすること。

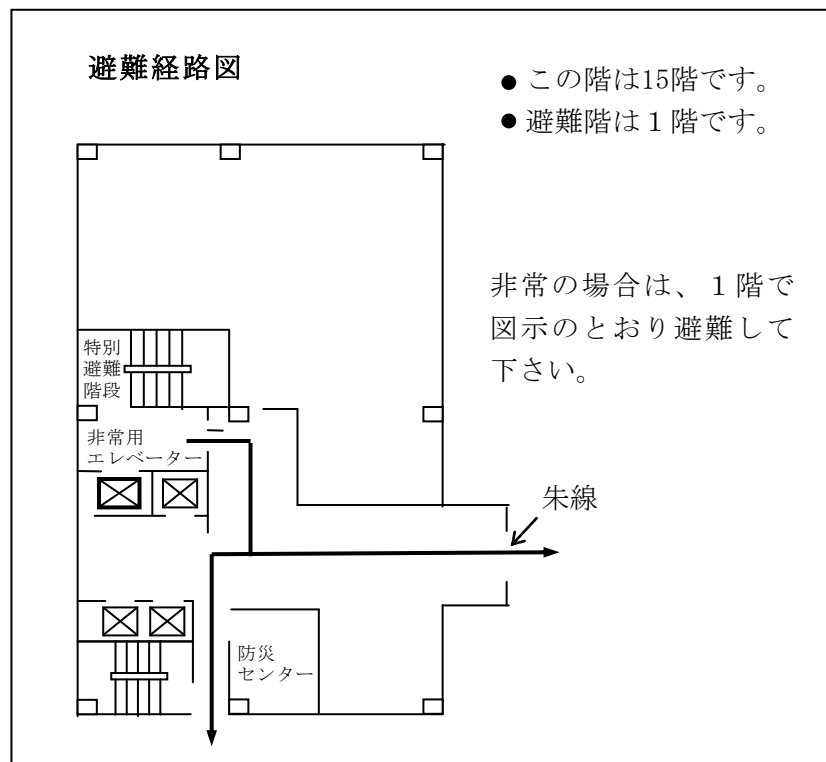
エ 消防用ホース通過孔部分は、蛍光性の塗色又は蛍光テープにより縁取りをする等、容易に位置を確認できるようにすること。

なお、当該通気孔の開き方向は、問わないものであること。



第9-2図

- (7) 各階の乗降ロビー内で見やすい位置に、避難階における避難経路と非常用エレベーターを示した図（サイズA3以上）を掲示すること。なお、当該平面図には、原則として朱線で避難経路を明確に示すほか、「非常の場合は、1階で図示のとおり避難してください」等の文字を書き添えるよう指導すること。（第9-3図参照）



材質は、アルミ板又はステンレス板等の不燃材とすること。

第9-3図 避難経路図の例

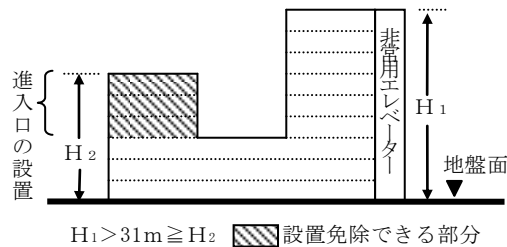
3 その他

財団法人 日本建築センター発行の「建築物の防火避難規定に関する運用指針」により、次のことができるものであること。

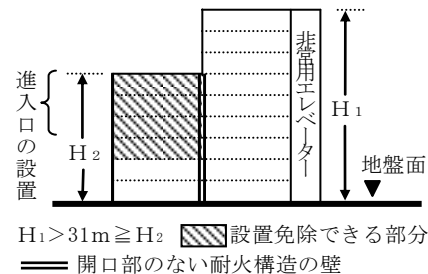
(1) 非常用エレベーターの設置免除

別棟形態（ツインビル等）の高層部分があり、低層部分を共用する建築物や、開口部のない耐火構造の壁で区画された建築物の場合は、建基政令第117条第2項の規定を準用して別の建築物として扱い、各部分ごとに建基政令第129条の13の2の規定を適用することができるものとする。（第9－4図参照）

① ツインビルの場合



② 別の建築物扱い



第9－4図

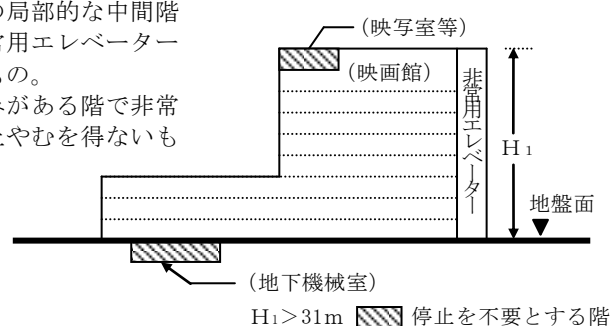
(2) 非常用エレベーターの停止階の取り扱い

建基法第34条第2項の規定により非常用エレベーターを設置しなければならない建築物においては、原則として当該エレベーターは各階（避難階を除く。）に建基政令第129条の13の3第3項に規定する構造の乗降ロビーを設けなければならない。

ただし、局部的な地階で配置上やむを得ないような場合、局部的で避難及び消防活動上支障のない室のみがある階については、非常用エレベーターの停止を不要とすることも可能である。（第9－5図参照）

局部的な階の例

- ① 劇場等の映写室その他の局部的な中間階で避難上支障がなく非常用エレベーターの配置上やむを得ないもの。
- ② 建築設備の機械室等のみがある階で非常用エレベーターの配置上やむを得ないもの。

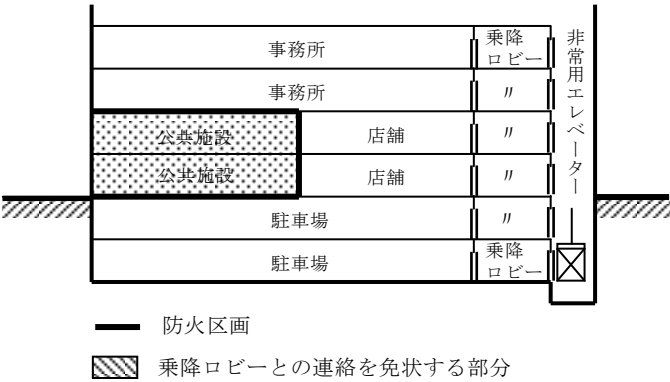


第9－5図

(3) 乗降ロビーと屋内との連絡の免除

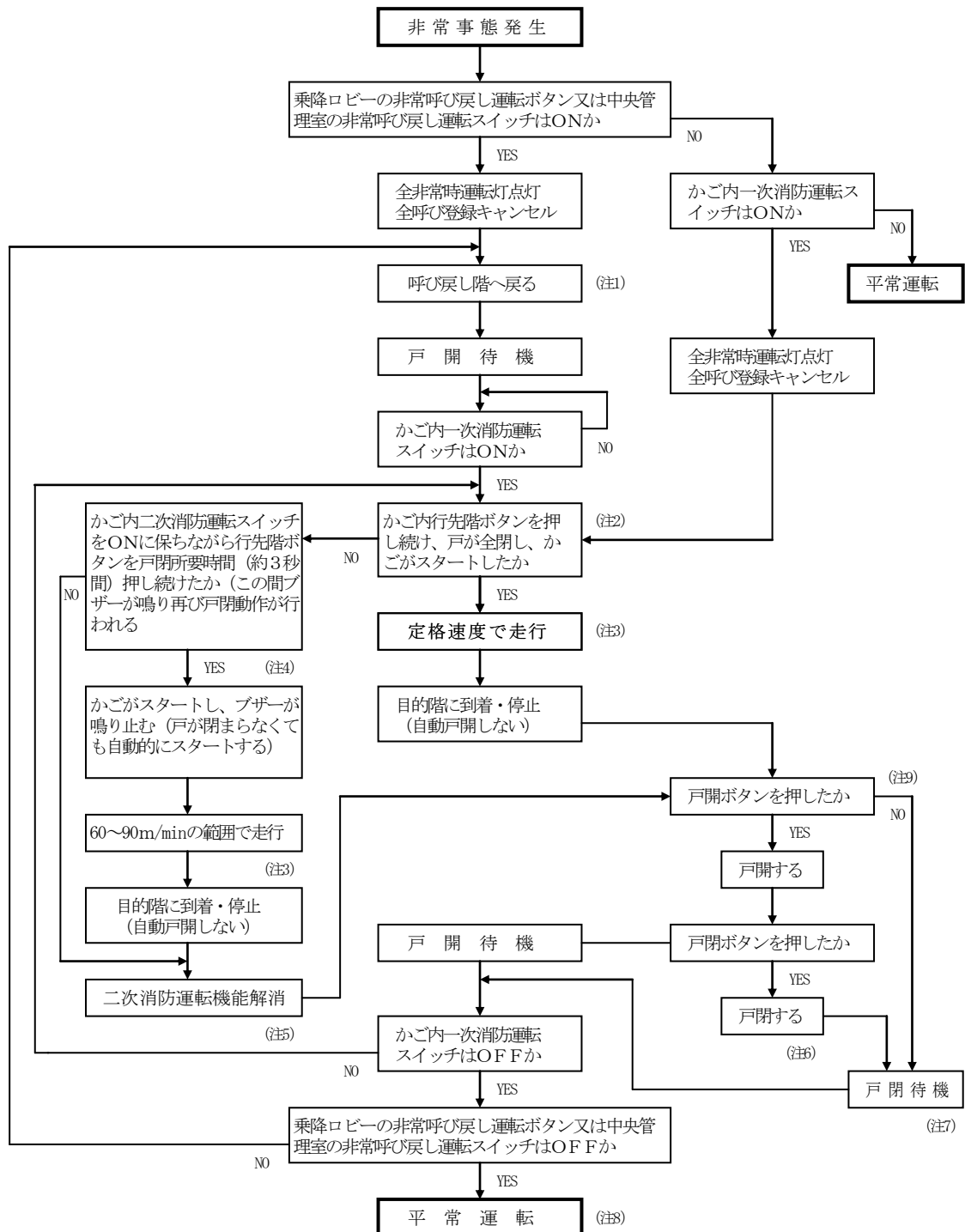
建基政令第129条の13の3第3項第1号の規定により、非常用エレベーターの乗降ロビーは、各階（避難階を除く。）において屋内と連絡しなければならないが、低層階に異種用途部分を有する複合建築物で、乗降ロビーと屋内との連絡を免除する部分とその他の部分が防火区画（建基政令第2項の規定に該当するものに限る。）され、消防隊の進入が容易であり、

当該部分の消火・救助作業に非常用エレベーターを使用しなくても防災計画上支障がないと認められるものは、乗降ロビーと当該異種用途部分との連絡を免除することができる。
（第9－6図参照）



第9－6図

非常運転フロー（地震時管制運転は、本非常運転より優先する。）



(注1) 呼び戻し動作の詳細

- ・エレベーターが上昇中の場合は、最寄階で停止し、ドアを開けずに反転、避難階へ直行する。
- ・下降中のエレベーターがある階で停止すべく減速中の場合は、いったんその階で停止し、ドアを開けずに避難階へ直行する。
- ・エレベーターが全速で下降中の場合は、そのまま避難階へ直行する。
- ・エレベーターがある階でドアを開いて停止中の場合は、直ちにドアを閉じて避難階へ直行する。
- ・呼び戻し運転中は、セーフティ・シューが作動し、停止スイッチ、はかり装置、光電装置等の乗降客検出装置が作動しない。

(ただし、はかり装置の警報は作動する。)

(注2)・セフティシュ、光電装置等の乗降客検出装置及びハカリ装置の機能は無効とする。

- ・非常停止スイッチの機能は有効とする。

(注3) かご内先行階ボタンは、スタート後、複数回登録可能であるが、複数回の呼び登録された場合は最も近い階への停止（非常停止を含む）によって、登録は全てキャンセルされる。

(注4) 二次消防運転機能は、一次消防運転スイッチがONの時限り有効とする。

(注5) 二次消火運転は、1走行運転後キャンセルされる。

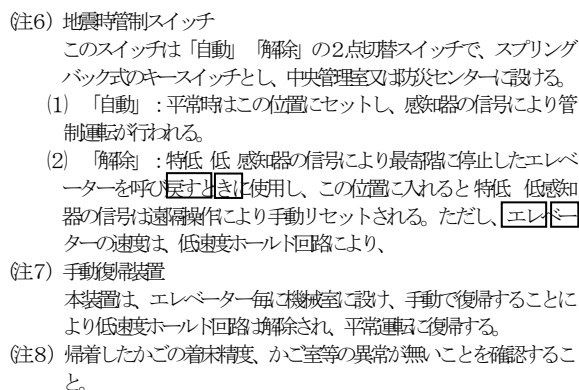
(注6) 戸が全開、ひびくても反転 戸開する。

(注7) 戸開ボタンを押せば戸開可能とする。

(注8) 二次消火運転を行った場合は、安全点検済

(注8) 二次有価証券を行つた場合は、女主点使完了後、平常運用に居ること

(注9) 戸開ボタンが押された場合、戸は全開する。



※2 地震センサーの自動リセットとは、機械が自動的に判断して、感知前の状態に戻すことという。手動リセットとは、係員が判断して操作することにより、感知前の状態に戻すことという。なお、手動リセットには、遠方操作による遠隔リセット又は感知器材の場所へ操作する手元リセットがある。